

## 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に関する条例等

- 1 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例  
(平成 29 年 12 月 12 日条例第 70 号) ----- 1
- 2 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則  
(平成 30 年 1 月 19 日規則第 1 号) ----- 4
- 3 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則  
に規定する書類の様式等を定める要綱  
(平成 30 年 2 月 8 日制定) ----- 8
- 4 仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例  
(平成 25 年 6 月 25 日仙台市条例第 28 号) ----- 1 3
- 5 仙台市造成滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則  
(平成 25 年 6 月 25 日仙台市規則第 61 号) ----- 1 4
- 6 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る  
滑動崩落対策事業分担金条例  
(平成 23 年 12 月 16 日仙台市条例第 47 号) ----- 1 6
- 7 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る  
滑動崩落対策事業分担金条例施行規則  
(平成 24 年 12 月 12 日仙台市規則第 98 号) ----- 1 8
- 8 新潟県柏崎市大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金徴収条例  
(平成 19 年 12 月 21 日条例第 50 号 平成 25 年 2 月 21 日廃止) ----- 2 2
- 9 新潟県柏崎市大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金徴収条例  
施行規則  
(平成 20 年 9 月 30 日規則第 64 条 平成 25 年 2 月 26 日廃止) ----- 2 3

○熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例〔震災宅地対策課〕

平成29年12月12日

条例第70号

(目的)

第1条 この条例は、平成28年熊本地震により被害を受けた造成宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第7号に規定する造成宅地をいう。）

（以下「被災宅地」という。）における耐震化を推進するために本市が設置する滑動崩落防止施設の保全に関し必要な事項を定めることにより、滑動崩落防止施設の損傷及び損壊並びにその機能の低下及び喪失を防止し、もって被災宅地における住民の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「滑動崩落防止施設」とは、被災宅地のうち盛土により造成された一団の土地の滑動又は崩落を防止するために設置する地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他これらに類するものとして規則で定める施設（次条において「地滑り抑止ぐい等」という。）であって、市長が告示したものとする。

(告示)

第3条 前条に規定する告示は、地滑り抑止ぐい等の設置後速やかに、その位置その他の規則で定める事項について行うものとする。

2 市長は、前条に規定する告示をしたときは、規則で定めるところにより、当該告示に係る滑動崩落防止施設の内容を表示する図書を一般の閲覧に供するものとする。

3 市長は、滑動崩落防止施設を変更し、又は廃止する場合は、これを告示するものとする。この場合において、第1項の規定は当該告示について、前項の規定は滑動崩落防止施設を変更する告示について準用する。

(標識の設置)

第4条 市長は、滑動崩落防止施設を設置したときは、その設置した土地に、滑動崩落防止施設が設置されている旨及びその保全のために必要な事項を記載した標識を設けなければならない。

2 前項の土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(禁止事項)

第5条 何人も、滑動崩落防止施設を損傷し、若しくは損壊し、又はその機能を低下させ、若しくは喪失させる行為をしてはならない。

(影響行為の届出)

第6条 滑動崩落防止施設の保全に影響を及ぼすおそれがある行為として規則で定めるもの(以下「影響行為」という。)をしようとする者は、影響行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第7条 市長は、滑動崩落防止施設を保全するために必要があると認めるときは、滑動崩落防止施設が設置された土地又はその近隣の土地の所有者等、これらの土地で工事を施行する者その他影響行為をし、又はしようとする者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとする。

(監督処分)

第8条 市長は、第5条に規定する行為をし、又はしようとする者に対し、当該行為の停止を命じ、又は相当の期間を定めて滑動崩落防止施設の原状回復その他その機能の回復のために必要な措置をとることを命ずることができる。

(維持管理のための土地の立入り)

第9条 市長は、滑動崩落防止施設の維持管理を行う必要があるときは、その必要な限度において、その職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の所有権に係る届出)

第10条 滑動崩落防止施設が設置された土地の所有者は、当該土地の所有権の移転があるときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、滑動崩落防止施設が設置された土地の所有者について相続その他の一般承継があったときは、当該相続人その他の一般承継人は、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第12条 第8条の規定による市長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第13条 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則〔震  
災宅地対策課〕

平成30年1月19日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例  
(平成29年条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定  
めるものとする。

(滑動崩落防止施設)

第2条 条例第2条の規則で定める施設は、次に掲げる施設であって、被災宅地にお  
ける耐震化を推進するために本市が設置したものとする。

- (1) 鉄筋挿入施設
- (2) 地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー又は鉄筋挿入施設に類する機能を有する  
施設として市長が定めるもの

(告示事項)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める事項は、地滑り抑止ぐい等が設置された土  
地の位置及び設置された地滑り抑止ぐい等の種類とする。

(閲覧に供する図書)

第4条 条例第3条第2項の図書は、帳簿及び図面とする。

2 前項の帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第3条第1項の規定による告示がされた年月日(同条第3項に規定する滑  
動崩落防止施設を変更する告示があったときは、当該告示がされた年月日を含  
む。)
- (2) 滑動崩落防止施設が設置された土地の位置並びに滑動崩落防止施設の種類、構  
造及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の図面は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号に掲げる図  
面は宅地耐震化推進事業の区域(以下「事業区域」という。)ごとに、第2号に掲  
げる図面は滑動崩落防止施設が設置された土地の区域(土地の所有者、用途等によ  
り区分することが適当であるときは、それぞれ区分した土地の区域)ごとに、これ

を調製するものとする。

- (1) 滑動崩落防止施設を設置する事業区域に係る平面図及び断面図
- (2) 滑動崩落防止施設が設置された位置を示す平面図及び断面図

(図書の閲覧の場所)

第5条 条例第3条第2項の規定による図書の閲覧は、震災宅地対策課において行う。

(禁止事項)

第6条 条例第5条の規定により禁止される行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 滑動崩落防止施設に変形、欠損、破断等を生じさせる行為
- (2) 滑動崩落防止施設の構造上要求される土圧、引張力、圧縮力、摩擦力等を低下させる行為その他これらに類する行為により滑動崩落防止施設の有する機能を低下させ、又は喪失させる行為

(届出を要する行為)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為であって、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可又は同法第15条第2項の規定による届出の対象となる工事に該当しないものとする。

- (1) 滑動崩落防止施設の直上における建築物の建築又は工作物の建設
- (2) 滑動崩落防止施設の直上における土地の掘削（地表から深さ50センチメートル未満の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものを除く。）
- (3) 掘削した底面が、滑動崩落防止施設を地表面に水平投影した外周線のうち掘削口に最も近い部分から掘削口の方向に水平面に対し下方に45度の角度で引いた線より深い位置となる土地の掘削（地表から深さ50センチメートル未満の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものを除く。）
- (4) 事業区域に隣接して行われる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項各号に掲げる開発行為

(影響行為の届出の方法)

第8条 条例第6条の規定による届出は、滑動崩落防止施設に対する影響行為の届出書に、次表に定める図書を添付して行わなければならない。

種類	明示すべき事項	備考
位置図	方位	縮尺2500分の1程度

	目標となる地物 行為の位置	
計画平面図	方位 敷地の形状、寸法及び面積 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 外構施設の位置及び形状	縮尺200分の1程度
構造図	構造物の形状及び寸法	縮尺50分の1程度
断面図	掘削断面の寸法	縮尺50分の1程度
現況写真		撮影位置及び方向を計画平面図に示すこと。

2 前項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができる。

(身分証明書)

第9条 条例第9条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(土地の所有権に係る届出の方法)

第10条 条例第10条の規定による届出は、滑動崩落防止施設が設置された土地の所有権の移転に関する届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(書類の様式等)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。条例第4条第1項の標識についても、同様とする。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（表）

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真	所 属	
	氏 名	
	年 月 日 生	
<p>上記の者は、熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成29年条例第70号）第9条第1項の規定に基づき他人の占有する土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。</p>		
		年 月 日 交付
熊本市長		印

（裏）

<p>熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（抜粋）</p> <p>（維持管理のための土地の立入り）</p> <p>第9条 市長は、滑動崩落防止施設の維持管理を行う必要があるときは、その必要な限度において、その職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
---



熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則に規定する書類の様式等を定める要綱

制定 平成30年 2月 8日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則（平成30年熊本市規則第1号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、規則に規定する書類に記載すべき事項及び様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第2条 規則に規定する書類に記載すべき事項（規則第4条第1項の帳簿に記載すべき事項を除く。）は、次条に規定する様式に記載された事項とする。

(様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

規則の条項	名称	様式
第4条第1項	滑動崩落防止施設帳簿	様式第1号
第8条第1項	滑動崩落防止施設に対する影響行為の届出書	様式第2号
第10条第1項	滑動崩落防止施設が設置された土地の所有権の移転に関する届出書	様式第3号
第11条第1項	滑動崩落防止施設設置標識	様式第4号

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

滑動崩落防止施設帳簿

整理番号 \_\_\_\_\_

項 目	内 容	備 考
告示年月日		
土地の位置		
滑動崩落防止施設 の種類		
滑動崩落防止施設 の構造		
滑動崩落防止施設 の数量		
その他		

年 月 日

熊本市長 宛

届出者 郵便番号

現住所

フリガナ

氏 名

印

電話番号 ( ) -

### 滑動崩落防止施設に対する影響行為の届出書

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所	熊本市 区	
2 着手予定日	年 月 日	
3 完了予定日	年 月 日	
4 影響行為の種類 ※該当するものに○	(1) 建築物の建築	(ア) 新築 (イ) 増築 (ウ) 改築
	(2) 工作物の建設	(ア) 新設 (イ) 増築 (ウ) 改築
	(3) 土地の掘削	
	(4) その他 (※具体的に記載してください)	
5 施工者	住 所 会社名 代表者 職名 氏名	

#### 添付書類

- (1) 行為を行う位置図 (方位、目標となる地物、行為の位置を明示、縮尺 2 5 0 0 分の 1 程度)
- (2) 行為を行う計画平面図 (方位、敷地の形状、寸法及び面積、敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置、外構施設の位置及び形状を明示、縮尺 2 0 0 分の 1 程度)
- (3) 行為の構造図 (構造物の形状及び寸法を明示、縮尺 5 0 分の 1 程度)
- (4) 行為の断面図 (掘削断面の寸法を明示、縮尺 5 0 分の 1 程度)
- (5) 行為を行う現場の現況写真 (撮影位置及び方向を計画平面図に明示)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、滑動崩落防止施設の保全への影響を判断するために市長が必要と認める書類

滑動崩落防止施設が設置された土地の所有権の移転に関する届出書

年 月 日

熊本市長 宛

届出者 郵便番号

現住所

フリガナ

氏 名

印

電話番号 ( ) -

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例第 10 条の規定により、  
次のとおり届け出ます。

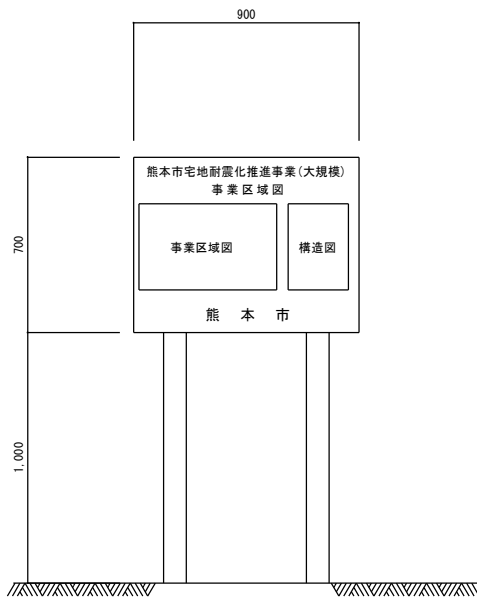
1 土地の所在地	熊本市 区
2 変更前の土地所有者	現住所 フリガナ 氏 名 電話番号 ( ) -
2 変更後の土地所有者	現住所 フリガナ 氏 名 電話番号 ( ) -
3 変更の原因	1 売買その他の取引 2 相続その他の一般承継 3 その他 ( )
4 所有権者変更(予定)日	年 月 日

備考

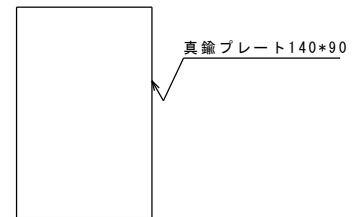
土地所有者の移転の内容がわかる書類を添付すること

滑動崩落防止施設設置標識

事業区域標識  
S=1/20



個別宅地標識  
S=1/5



○仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例

平成二五年六月二五日

仙台市条例第二八号

(趣旨)

第一条 この条例は、造成宅地滑動崩落防止施設（平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた造成宅地（宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二条第七号に規定する造成宅地をいう。）について再度災害を防止するために本市が国の補助を受けて施行する事業により設置する施設で規則で定めるもののうち、地盤の滑動又はこれによる崩落を防止するために設置するものをいう。以下同じ。）の保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表等)

第二条 市長は、造成宅地滑動崩落防止施設を設置したときは、速やかに、その旨を公表するとともに、造成宅地滑動崩落防止施設の位置、種類、構造その他のその保全のために必要な事項を記載した書類を一般の閲覧に供するものとする。

(届出)

第三条 造成宅地滑動崩落防止施設の保全に支障を及ぼすおそれがある行為として規則で定めるものをしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第四条 市長は、造成宅地滑動崩落防止施設（設置の工事中のものを含む。）を保全するために必要があると認めるときは、前条の行為をしようとする者又はした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則

平成二五年六月二五日

仙台市規則第六一号

改正 平成二八年三月規則第四五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成二十五年仙台市条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(造成宅地滑動崩落防止施設)

第二条 条例第一条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 抑止ぐい
- 二 網状鉄筋施設
- 三 鉄筋挿入施設
- 四 固結体
- 五 グラウンドアンカー
- 六 暗渠排水
- 七 擁壁
- 八 その他前各号に掲げる施設に類するもの

(閲覧に供する書類)

第三条 条例第二条の書類は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

- 2 前項の帳簿は、造成宅地滑動崩落防止施設を設置する土地ごとに調製するものとする。
- 3 第一項の帳簿には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 条例第二条の規定による公表がされた年月日
  - 二 造成宅地滑動崩落防止施設の種類、位置、構造及び数量
- 4 第一項の図面は、造成宅地滑動崩落防止施設を設置する事業区域ごとに調製する事業区域図及び土地ごとに調製する施設設置位置図とし、それぞれ平面図及び断面図を調製するものとする。
- 5 第一項の帳簿又は図面の記載事項に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正するものとする。

(届出を要する行為)

第四条 条例第三条の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 造成宅地滑動崩落防止施設の上方における建築物の新築、改築又は増築
  - 二 造成宅地滑動崩落防止施設の上方における土地の掘削
  - 三 掘削した底面が、造成宅地滑動崩落防止施設を地表面に水平投影した外周線のうち掘削口に最も近い部分から掘削口の方向に水平面に対し下方に四十五度の角度で引いた線より深い位置となる土地の掘削
  - 四 造成宅地滑動崩落防止施設を損壊する行為
  - 五 その他造成宅地滑動崩落防止施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして市長が定める行為
- 2 前項の規定にかかわらず、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定による許可又は同法第十五条第二項の規定による届出の対象となる行為その他市長が認める行為については、条例第三条の規定による届出をすることを要しないものとする。

（届出の方法）

第五条 条例第三条の規定による届出は、造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する届出書を市長に提出することにより行うものとする。

（実施細目）

第六条 この規則の実施細目は、都市整備局長が定める。

（平二八、三・改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二八、三・改正）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



○平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る滑動崩落対策事業分担金条例

平成二十三年一月一六日

仙台市条例第四七号

(趣旨)

第一条 この条例は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤の滑動又は崩落により被害を受けた土地及び平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴い損壊した擁壁について、再度災害を防止するために本市が国又は県の補助を受けて施行する事業（以下「滑動崩落対策事業」という。）に要する経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の規定に基づき徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第二条 分担金は、次に掲げる区域内に存する土地の所有者（当該所有者と当該土地に係る地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が協議して分担金の徴収を受ける者を定め、その旨を市長に届け出た場合は、その者。次条第二項において「受益者」という。）から徴収する。

一 滑動崩落対策事業を施行する区域

二 前号に掲げる区域に隣接し、又は近接する区域で滑動崩落対策事業により再度災害が防止される区域として市長が定めるもの

2 市長は、前項第二号に掲げる区域を定めたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(分担金の額)

第三条 分担金の総額は、滑動崩落対策事業に要する経費（市長が別に定めるものを除く。）の額の十分の一に相当する額とする。

2 各受益者から徴収する分担金の額は、滑動崩落対策事業の施行により各受益者が受ける利益の程度に応じて市長が定める。

(賦課期日及び納期)

第四条 分担金の賦課期日は滑動崩落対策事業に係る工事の着手の日とし、納期はその都度市長が定める。

(徴収猶予及び減免)

第五条 市長は、災害その他特別の事由により特に必要があると認めるときは、分担金の徴

収を猶予し、又は分担金を減免することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る滑動崩落対策事業分担金条例施行規則

平成二四年一二月一二日

仙台市規則第九八号

改正 平成二八年三月規則第四五号

(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る滑動崩落対策事業分担金条例(平成二十三年仙台市条例第四十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業)

第三条 滑動崩落対策事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 東日本大震災復興交付金交付要綱(平成二十四年一月十六日国土交通省国官会第二千四百十一号)の規定により補助を受けて施行する造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- 二 宮城県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱(平成十六年三月十六日宮城県砂水発第二百七十五号)の規定により補助を受けて施行する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

(受益者の届出)

第四条 条例第二条第一項の規定による分担金の徴収を受ける者を定めた場合の届出は、市長の定める日までに届出書を市長に提出して行うものとする。この場合において、当該届出書には当該土地の所有者が連署しなければならない。

(滑動崩落対策事業に要する経費から除く経費)

第五条 条例第三条第一項に規定する市長が別に定める経費は、擁壁又はのり面(本市が所有し、又は使用する土地その他市長が特に認めた土地以外の土地に存するものに限る。)の復旧工事に要する経費(当該復旧工事が盛土全体の滑動崩落を防止するための工事と一体的に施工される場合にあつては、当該復旧工事の経費として明確に区分できるものに限る。)以外の経費であつて、各受益者から分担金を徴収する必要がないと市長が認めたものとする。

(分担金の額の通知)

第六条 市長は、条例第三条第二項の規定により各受益者から徴収する分担金の額を定めた

ときは、賦課決定通知書により当該分担金の額を通知するものとする。

(分担金の分割納付)

第七条 市長は、前条の規定による通知を受けた受益者から別に定める期間内に申出があったときは、分担金を十年以内の期間に分割して納付させることができる。

2 分担金を分割して納付させる場合における分担金の納期は、毎年度十月十日から同月末日までとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたため、これと異なる納期を定めるときは、この限りでない。

3 市長は、分担金を分割して納付している受益者から申出があったときは、納期が到来していない分担金の全部又は一部を納付させることができる。

(分担金の納期の通知)

第八条 市長は、条例第四条の規定により分担金の納期を定めたときは、納入通知書により当該分担金の納期を通知するものとする。

(分担金の徴収猶予)

第九条 条例第五条の規定により分担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 分担金の徴収猶予の期間は、一年を限度とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、一年を限度としてその期間を延長することができる。

3 市長は、分担金の徴収の猶予を受けた受益者について、徴収の猶予を継続することが適当でないとき、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る分担金を一時に徴収することができる。

(分担金の減免)

第十条 条例第五条の規定により分担金の減免を受けようとする受益者は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(身分証)

第十一条 分担金の賦課徴収に従事する職員は、その身分を示す証票(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第十二条 この規則の実施細目は、都市整備局長が定める。

(平二八、三・改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二八、三・改正）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式

別記様式

(表)

第 号	職名 氏名	年 月 日生
平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る滑動崩落 対策事業分担金 賦課徴収員証		
仙台市長		年 月 日発行
(有効期間1年)		

9.0cm

6.5cm

(裏)

注 意 事 項
1 本証は、他人に貸与若しくは譲渡し、又は訂正してはならない。
2 本証を、紛失し、又はき損したときは、直ちに届け出なければならない。
3 資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。

改正 平成20年9月19日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、国の補助を受け本市が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（以下「事業」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、当該事業の受益者から徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業の施行区域内に存する土地の所有者及び施行区域に隣接する土地の所有者で市長が特に受益があると認めるもの（以下「土地所有者」という。）
- (2) 新潟県中越沖地震復興基金の宅地地盤災害復旧支援事業の補助対象である土地所有者で構成する団体

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、事業に要する費用の総額に100分の50を乗じて得た額を超えない範囲において市長が定める。

(分担金の徴収方法)

第4条 前条の分担金は、市長が別に定める期日までに納付しなければならない。

- 2 市長は、災害その他特別な理由があると認めたときは、分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第33号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

改正 平成20年12月26日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金徴収条例（平成19年条例第59号。以下「条例」という。）第5条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 事業の施行区域内又は当該区域に隣接し、かつ、市長が特に受益があると認めた範囲に存する土地で、居住を目的として新潟県中越沖地震発生時点で取得していた土地をいう。
- (2) 家屋 前号に規定する宅地に存し、居住を目的として新潟県中越沖地震発生時点で取得していた家屋をいう。
- (3) 土地所有者 宅地の所有者又は宅地の所有者として登記されている者が死亡しているときは、当該宅地を現に所有している者をいう。
- (4) 基本係数 土地所有者の受益の範囲に応じて別表に定める係数を合計したものをいう。
- (5) 総合補正係数 土地所有者の新潟県中越沖地震発生時の保有財産等の状況及び受益効果の程度に応じて別表に定める係数を乗じて得たものをいう。
- (6) 分担金係数 基本係数に総合補正係数を乗じて得た数をいう。
- (7) 基本分担金額 土地所有者に対する分担金の総額を、分担金係数の合計で除した額をいう。

(親族で隣接地を所有する場合)

第3条 親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定するものをいう。）同士で隣接した土地所有者は、当該土地を一体のものとみなし、いずれか一方の土地所有者を受益者とする。

(分担金の額)

第4条 条例第3条に規定する分担金の額は、条例第2条各号の受益者ごとに事業に要する費用の総額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲において市長が定めた額とする。

- 2 土地所有者に対する分担金は、基本分担金額に、土地所有者ごとの分担金係数を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(分担金の徴収)

第5条 分担金は、納入通知書により、受益者から徴収する。

- 2 土地所有者に対する分担金は、事業に要する費用の見込総額によって仮徴収することができる。この場合、事業に要する費用の総額が確定した後、第4期の分割金額により精算を行うものとする。

(分担金の納期)

第6条 土地所有者に対する分担金の納期は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 第1期 平成20年10月22日から同月31日



- (2) 第2期 平成20年11月21日から12月1日
- (3) 第3期 平成21年1月22日から2月2日
- (4) 第4期 平成21年3月19日から同月31日

2 納期ごとに分割した金額に100円未満の端数があるときは、すべて第4期の分割金額に合算するものとする。

3 条例第2条第2号に掲げる受益者の分担金は、納入通知書により指定した期日までに納入しなければならない。

(分担金の徴収猶予)

第7条 条例第4条第2項の規定により、納期未到来の分担金の徴収猶予を受けようとする土地所有者は、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金徴収猶予申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、速やかに審査決定し、その結果を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金徴収猶予承認(不承認)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 第2項の規定により徴収猶予する期間は第6条第1項に規定する納期限の翌日から3年間を上限とし、その範囲内で市長が個別の案件に則して認める期間とする。

4 徴収猶予に係る金額に相当する担保は、これを徴さない。

(徴収猶予した分担金の分納)

第8条 市長は、特に必要がある者に対し、前条第3項に定める期間の範囲で分納を認めることができる。

2 前項に規定する分納の納期限は、毎年6月、9月、12月及び翌年3月の末日とする。

3 分納を希望する土地所有者は、申請書に前項の納期限に合わせた分納の納付計画を記載して申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、その結果を前条第2項の手続により申請者に通知するものとする。

(徴収猶予の取消し)

第9条 市長は、徴収猶予を認めた分担金に滞納が生じた場合は、徴収猶予を取り消すことができる。

この場合において大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金徴収猶予取消通知書(別記第3号様式)により徴収猶予対象者に通知するものとする。

(分担金の減免)

第10条 条例第4条第2項の規定により分担金の減免を受けようとする者は、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金減免申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、速やかに審査決定し、その結果を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分担金減免承認(不承認)決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 第2項の規定により減免する額は、市長が個別の案件に則して認める額とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日規則第72号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 基本係数

(1) 土地所有者	1.0
(2) 宅内暗きょ排水施工対象者及び同等の効果がある者	0.2
(3) 擁壁施工対象者	0.5
(4) 排水路施工対象者	0.2

2 総合補正係数

(1) 土地所有者が居住する家屋が存する宅地	1.0
(2) (1)に規定する宅地に土地所有者が居住する家屋以外の家屋が存する場合	0.5
(3) 家屋が存しない宅地	0.5
(4) 面積が150坪以上の宅地	1.5
(5) 面積が40坪以下の宅地	0.5
(6) 新潟県が実施した山本地区災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業施工地に隣接した宅地	0.3
(7) 市道11-30号線に隣接する宅地のうち、第8号に規定するものの以外が所有する宅地	0.4
(8) 基本係数を0.2と読み替えたもの	0.3

注

- 1 土地所有者で、受益が他と比較して軽微と判断される場合は、基本係数の表中「1.0」を「0.2」と読み替えることができる。
- 2 総合補正係数の表中第8号に該当する宅地については、他の総合補正係数は乗じないものとする。

別記

第1号様式

(第7条関係)

全部改正〔平成20年規則72号〕

第 2 号様式

(第 7 条関係)

全部改正〔平成20年規則72号〕

第 3 号様式

(第 9 条関係)

追加〔平成20年規則72号〕

第 4 号様式

(第10条関係)

一部改正・旧 3 号様式繰下〔平成20年規則72号〕

第 5 号様式

(第10条関係)

一部改正・旧 4 号様式繰下〔平成20年規則72号〕